

## ■障害者基本計画と障害福祉計画の概要

### ○障害者基本計画

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者施策に関する基本的な計画として、平成19年3月に「清須市障害者基本計画（平成19年度～平成23年度）」を策定しました。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一条 略

2 略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

また、この計画の進捗状況を検証し、障害者の現状やこれまで推進してきた障害福祉施策のさらなる充実・発展を目指して、平成24年3月に「清須市障害者基本計画（平成24年度から平成28年度）」を策定し、引き続き障害者施策に取り組んでいるところです。

### ○障害福祉計画

障害福祉計画は、障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、それらの方策を確保する実施計画として、平成19年3月に障害者自立支援法（※現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。））第88条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、同法第87条に規定する基本指針に基づき、「清須市障害福祉計画（平成18年10月～平成20年度）」を策定しました。

障害者自立支援法（※現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）  
（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～3 略

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～8 略

その後、実績等を踏まえて、平成21年3月に「第2期清須市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」を策定しました。

平成24年に「障害者自立支援法」に代わり、「障害者総合支援法」が成立し、利用者負担の見直しやグループホーム・ケアホーム利用助成制度の創設、障害程度区分や障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病等が加えられるなどの見直しが図られることから、それらを踏まえて平成24年3月に「第3期清須市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）」、平成27年3月に「第4期清須市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」を策定しました。

## ■障害者基本計画と障害福祉計画の計画期間

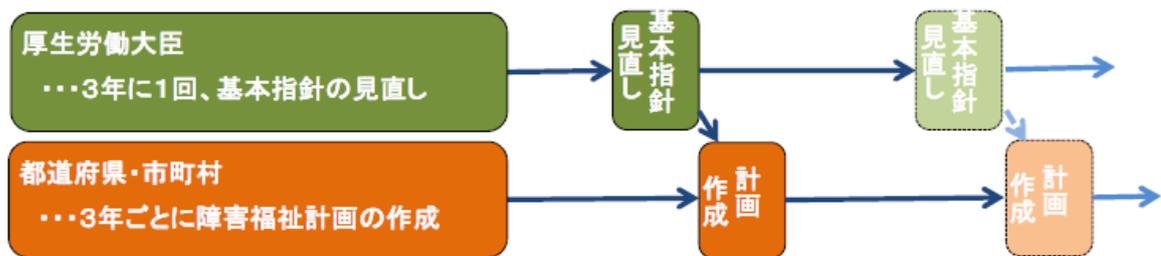
### ○現在の計画期間

障害福祉計画の計画期間は、障害者総合支援法第 87 条に規定する基本指針に基づき、3 年となっております。

### 障害福祉計画と基本指針

○ 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
<b>第1期計画期間</b> 18年度～20年度	<b>第2期計画期間</b> 21年度～23年度		<b>第3期計画期間</b> 24年度～26年度		<b>第4期計画期間</b> 27年度～29年度	
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成		つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	



これに対し、障害者基本計画の計画期間は、障害福祉計画のような基本指針はありません。

障害者基本計画の計画期間を5年としている自治体が多数ですが、期間についての定めが無い場合6年や10年と、自治体で異なっているのが現状です。

#### 【参考】

- 北名古屋市：平成 25～29 年度（5 年）
- 豊山町：平成 27～32 年度（6 年）
- 津島市：平成 24～29 年度（6 年）
- 稲沢市：平成 27～36 年度（10 年）

平成 24 年 3 月に同時に策定した、現在の清須市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）の計画期間は5年、清須市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）第3期の計画期間は、3年であることから、両計画を同一の年度に策定できるのは15年に1度で、次は平成 38 年度となります。

#### ◆現在の計画期間

平成 27 年 3 月に第 4 期福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）を策定した後、平成 28 年度（今年度）に次回基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）、平成 29 年度（来年度）に第 5 期福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）と 2 年連続で策定することになります。

更に、平成 32 年度に第 6 期福祉計画（平成 33 年度～平成 35 年度）、平成 33 年度に次々回基本計画（平成 34 年度～平成 38 年度）と再度 2 年連続で策定することになります。

## ○現在の基本計画の期間の延伸と今後の見直しについて

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

また、平成 28 年 5 月には、障がいのある人への生活支援などを盛り込んだ改正障害者総合支援法が成立、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時の自己負担の救済策などが柱で、一部を除き平成 30 年 4 月 1 日施行となりました。

障がいのある人の計画を策定し、実行していくうえで、両計画に国の基本指針を反映させ、一体となる施策を有効に実施するために、基本計画と福祉計画の策定年度を併せたもの（3 年と 6 年）としたいと考えています。

別添資料の障害者基本計画進捗状況に「前回作成時から新規に実施したこと、実施を予定していること」と「課題」をあげました。基本計画作成時の掲げた目標やそれに関する施策については、今後も継続して取り組むべきことが多くあります。障害者を取りまく法改正はいくつか行われているものの、現在の計画を大幅に見直すものではなく、具体的な施策として追加しうるものです。この 1 年で、計画に掲げた目標を実行性のあるものにするために、平成 24 年から平成 28 年度の障害者基本計画を継続していきたいと考えます。

以上のことから、現在の基本計画の計画期間の終期を平成 28 年度末から、1 年延伸させ、平成 29 年度末までとしたうえで、次回の基本計画の計画期間を従来の 5 年から 6 年（平成 30 年度～平成 35 年度）とし、福祉計画の第 5 期（平成 30 年度～平成 32 年度）と第 6 期（平成 33 年度～平成 35 年度）の計画期間と合致させ、両計画の整合を図ることにより、より効果的な事業実施を行うことができます。また、両計画を同時策定することで作成費用の削減も見込まれます。

### ◆計画の期間 ※○は計画策定年度

変更前

計画	H18 10月	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	○H28	○H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障害者基本計画		← 前回策定（平成19～23年度）					← 前回策定（平成24～28年度）					← 次回策定（平成29～33年度）					← 次回策定（平成34～）	
障害福祉計画		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期						

変更後

計画	H18 10月	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	○H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障害者基本計画		← 前回策定（平成19～23年度）					← 前回策定（平成24～29年度）					← 延伸	← 次回策定（平成30～35年度）					
障害福祉計画		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期						

## ■国における動向

### ○関係法令について

現在の基本計画（平成 24 年度～平成 28 年度）を平成 23 年度に策定後、国においては、障害者に係る重要な法の整備が行われ、多くの関係法令が可決成立されました。

主なものとして、

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月成立、平成 24 年 10 月施行）
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行）  
※「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行）
- 障害者の雇用促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行）

が挙げられます。

## ■各種法改正に伴う関連事項

障害者を取り巻く大きな環境の変化に適切に対応し、社会情勢や障害者のニーズを十分に踏まえた施策を展開するため、基本計画の計画期間を 1 年延伸するにあたり、関連する事項を次のとおりまとめました。

### ○障害者虐待防止法

平成 23 年 6 月に、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援を行うことにより、障害者の権利利益を擁護することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、平成 24 年 10 月に施行されました。

#### 【現状と課題】

この法律の施行により、国及び地方公共団体は、体制の整備、関係機関職員の資質向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を実施し、法律の円滑な施行に取り組む必要がある。

また、障害者虐待防止法第 32 条に規定される「障害者虐待防止センター」の役割を果たす必要がある。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 略

障害者の虐待事案については、大きな問題には至らないと思われるような出来事から、次第に深刻な虐待に発展していく危険性を有している。

日頃から、些細な変化にも留意するとともに、関係者のコミュニケーションを図り、虐待事案の予兆を素早く察知する早期対応への心構えと、具体的な体制の構築が求められる。

本市においては、障害者の虐待を防止し、あわせて障害者を養護する者に対する支援などを実施するため、清須市障害者虐待防止センターを社会福祉課内に設置し、その業務を行うこととしている。

#### 【施策の目標と主な取組み】

##### ●早期発見と対応

障害者の虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、障害者福祉施設等への確認や報告が重要であり、また、地域で生活している障害者のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には、家庭訪問や相談支援事業者と連携し、迅速に対応をする。

##### ●協力体制の整備

障害者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築にあたっては、制度として先行している高齢者や子どもの虐待防止に対する取り組みを参考にしながら、高齢者虐待、児童虐待所管課との連携、また、労働、教育分野とも連携し、障害者虐待を防止するための体制を推進する。

##### ●研修や啓発の実施

障害者福祉施設等に対して、虐待防止体制の整備や、虐待の疑いが生じた場合の通報義務等について、引き続き運営指導等を通じて徹底を図るとともに、市職員や市社会福祉協議会、障害者福祉施設従事者等を対象とした研修や啓発等を継続する。

## ○障害者優先調達推進法

平成 24 年 6 月に、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が制定され、平成 25 年 4 月に施行されました。

#### 【現状と課題】

この法律の施行により、障害者であっても、安心して働ける社会環境にするために行政や地域、企業等が連携・協力して、雇用の促進、拡大をするとともに職場への定着を図る必要がある。

通常的一般就労はもとより、福祉的就労を含めた広範囲な就労機会を通して、職域の拡大や多様な就労の場確保と拡大が必要とされ、また、平成 25 年度に法定雇用率が引き上げられ、更なる障害者の就労支援が求められている。

「障害者優先調達推進法」に基づき、同法第 9 条に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る方針の作成と公表を行うことと規定されており、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するものであることから、受注機会の増大が図られるよう努める必要がある。

本市においては、第 9 条第 1 項に規定する調達方針の作成及び同条第 3 項に規定する公表を平成 27 年度から実施している。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律

(地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 略

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

#### 【施策の目標と主な取組み】

##### ●優先調達の推進

市が物品を調達するときは、障害者就労施設等からの優先的な調達に努める。

##### ●障害者雇用の周知・啓発

法定雇用率制度の周知及び障害者雇用の啓発に努める。

##### ●就労系サービスの充実

就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のサービス利用を促進し、訓練の機会を提供。

## ○障害者差別解消法

社会通念上「差別」をしてはいけないことになっています。このことは、国民には差別を受けない権利があると日本国憲法第14条で規定されており、また、平成25年6月の「障害者基本法」改正の際、第4条に「差別の禁止」の規定が加えられました。

障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成28年4月に施行されました。

日本国憲法

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2～3 略

障害者基本法

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2～3 略

## 【現状と課題】

この法律の施行により、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

本市においては、平成 28 年 3 月に清須市ホームページに掲載し、同年 4 月に回覧板により法律の周知を図った。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2～5 略

第十一条～第 14 条 略

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 略

## 【施策の目標と主な取組み】

### ●関係機関への啓発・研修を実施

所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、各種研修等を実施することにより、障害に関する理解の促進を図る。

### ●障害者差別解消支援地域協議会

「障害者虐待防止法」に基づく、障害者虐待防止センターの機能を関連させることが合理的であると考えられ、障害福祉主管課だけでなく、ネットワークの構築にあたって関係機関と連携して協力体制の整備推進を検討する。

### ●市職員等への対応要領策定

法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮等について、行政機関等の職員に徹底し、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ周知する。